

新宿区教育委員会会議録

平成十六年第十回定例会

平成十六年十月八日
新宿区役所六階第四委員会室

新宿区教育委員会

《平成十六年第十回定例会》

日時 平成十六年十月八日（金）
場所 新宿区役所六階第四委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長
委員
教育長

木島富士雄
櫻井美紀子
熊谷洋一
山崎輝雄

説明のため出席した者

次長
中央図書館長
教育政策課長
教育政策指導課長
教育政策指導課長
教育環境整備課長
生涯学習振興課長
生涯学習財団担当課長

今野隆雄
鹿島悦朗
吉田肇二
木下川幸一
濱田純子
木村憲孝
赤羽孝次
小野寺

書記

教育政策課管理係長
教育政策課管理係主査
教育政策課管理係

久澄聰志
伊丹昌広
岩崎鉄次郎

《 議 事 日 程 》

議 案

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 一 | 議案第五十九号 | 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 二 | 議案第六十号 | 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 三 | 議案第六十一号 | 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 四 | 議案第六十二号 | 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 五 | 議案第六十三号 | 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件 |
| 日程第 六 | 議案第六十四号 | 心身障害学級（情緒・通級指導学級）の小学校増設に伴う天神幼稚園舎の有効活用について |

報 告

- 一 平成十七年度新宿区立小学校の申込状況及び抽選の実施について
- 二 平成十七年度学校給食調理業務の民間委託について
- 三 平成十七年度新宿区立幼稚園の園児募集について
- 四 四谷地区三小学校統合協議会について
- 五 その他

《 配 付 資 料 》

- 一 新宿区立小学校九月学校公開実績報告

木島委員長

それでは、ただいまから平成十六年新宿区教育委員会第十回定例会を開会いたします。
本日の会議には内藤委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。
本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議 案

議案第五十九号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

木島委員長

それでは、議事に入ります。「日程第一 議案第五十九号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第五十九号の説明を教育政策課長からお願いいたします。
それでは、「日程第一 議案第五十九号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして御説明いたします。概要と新旧対照表により御説明いたします。概要でございますが、新宿区奨学生選考審査会の組織について、委員の数を厳選し、効率的な運営を図るため、この規則を改正するものでございます。
新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左が改正後でございます。現行におきましては、教育長、次長、教育政策課長、学校運営課長、教育指導課長、それから区立中学校長五名、委員会が委嘱する者二名でございますが、学校運営課長及び区立中学校長のうち二名を減ずるものでございます。これは、審査をする際の基準でございますが、経済的状况、また成績の基準について、ほとんどそれにより選考するものでございますので、これは数字等で客観的に判断できるということで、委員の数について、多ければ多いほどいいという状況ではないと考えております。なお、学校運営課長につきましては、平成十五年四月一日に組織改正が行われる前は学校運営課、旧学務課において担当していたものでございますが、十五年四月一日からは教育政策課において担当しているというものでございます。また、中学校につきましては、現在十三校でございますが、来年度からは十一校となりますので、校長五名ではちょっと多過ぎるのではないかと考えたものでございます。なお、委員会が委嘱する者二名につきましては、小学校長会の会長及び副会長をほとんど委嘱するということになっております。
提案理由でございますが、新宿区奨学生選考審査会の組織について、委員の数を厳選し、審査会の効率的な運営を図ることに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。施行日は公布の日でございます。

木島委員長

よろしく御審議をお願いいたします。

教育政策課長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

木島委員長

そうしますと、これは委員の数を厳選して二名削減するということですね。

合計三名削減するということでございます。

櫻井委員

そうですか。はい。

ほかに何か御質問がございますでしょうか。

教育政策課長

質問というわけではないんですが、結局、人数が多過ぎるからということではなくて、経済的な問題なんでしょうか。そうすると、そんなにお金がかかっているんですか。

この審査会の委員につきましても職務で行っておりますので、それについてはお金はかからないところでございますが、何分先ほど理由で申しましたように、審査の基準の中に経済的状況と成績基準がございます、それがほとんどでございますので、それについて数字を見比べてまず判断するということがございます。その中で、いわゆる基準がほとんど同様の部分について、ではどうするかということがございますので、実態としては、これほど人数がいなくても厳正に審査できるというものでございまして、特に中学校長の場合の五名ということとは、来年度から十一校ですので、半分近くになりますので、そこまでは必要ないのではないかという判断でございます。

木島委員長

よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第五十九号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第五十九号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第六十号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第二 議案第六十号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第六十号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第二 議案第六十号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。概要により御説明いたしたいと思っております。

現在、新宿区におきましては、職員の庶務事務でございますけれども、出勤の確認、こ

れは出勤簿ということでございますが、それから扶養親族の届出、住居の届出、また超過勤務命令とか、休暇等の申請につきまして、これまで所定の用紙または書面で申請・申出がされてきたところでございますけれども、十一月一日から電子計算機を利用して新宿区における職員の勤務単位等の事務処理を行う庶務事務システムというものが構成されております。そのために規定の整備をするというものでございます。それでは、概要により御説明いたします。

幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うこととするため、所要の改正を行う。また、給料の支給日の規定について区職員の支給日の規定に合わせる改正も行うものでございます。

改正内容でございますが、(一)給与の口座振替の申出、扶養親族の届出及び給与減額免除の承認につきまして、庶務事務システムにより所要事項を入力する方法によって行うことといたします。また、これにより難しい場合は、書面により行うことができるといたします。それぞれ新旧対照表がございまして、今言った項目でそういう形で規定を整備されているというものでございます。

(二)でございます。超過勤務手当の支給は、庶務事務システム記録された事項又は超過勤務等命令簿、これは書面でございます、に記載された事項に基づき行うこととするというものでございます。

それから、扶養親族届様式についてでございますが、所属の決定関与欄を削る等様式を整備するものでございまして、これはちょっと様式をごらんいただきたいと思います。改正案と、それから現行がございまして、このうち現行につきましては、それぞれの所属から持ち上げてまして決裁いたしまして教育長が認定するという形になっておりましたのが、今回、システムによりまして、直ちに職員課の方に届いてしまうということになりますので、新しい改正案の様式にしたものでございまして、この右下にございます給与担当というのは職員課の担当、それから下の左側でございますが、認定するところにつきましては、総務部職員課長が認定するというものでございます。これにつきましては、教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則がございまして、その中で、扶養手当、住居手当、通勤手当の認定につきましては、総務部の職員、職員課長又は職員課の給与担当が行うという規定がございまして、それに基づきましてこういう届出書の改定をしたというものでございます。

(四)でございます。これにつきましては、給与の支給日でございますけれども、現行の規定では、これはちょっと新旧対照表をごらんいただきたいと思います。一枚目、第

四 条、給料の支給方法等というところがございます。ここで、原則としては、「給料の支給日は、十五日とする。ただし、その日から日曜日、土曜日又は休日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする」というものでございまして、例えば、概要のところへお戻りいただきまして、十二、十三、十四、十五、十六と記載されてございます。金、土、日、休日、火曜日というものでございます。この現行の規定どおりやるということになりますと、十五日が休日でございます、十四、十三、日、土と戻りまして十二日が支給日でございます。ただし、本来であれば十二日が支給日になるのでございますが、これには規則がその他ございまして、規則第四条の第二項によりまして、事務が輻輳するような場合には、十二日に支給しないで、十六日に支給できるという規定ということが出来ます。それで、これまでは区の職員は十五日が休日という形の場合は十六日に支給されてきたものでございまして、この際、規定をきちんと整備するというものでございまして、改正後の場合は、十五日に最も近い土曜、日曜、休日でない日、つまり十五日の前後で十五日に近い日に支給するというものでございます。

施行日は平成十六年十一月一日でございます。

提案理由でございますが、幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うことに伴い、規定を整備する必要がある。また、給料の支給日の規定について、区職員の支給日の規定に合わせることに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、庶務事務システムの変更に伴ってということだと思っておりますが、何か御質問はございますか。よろしいですね。

特に御意見、御質問がなければ、「議案第六十号、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第六十号は原案のとおり決定いたしました。

議 案

議案第六十一号 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第三 議案第六十一号 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の

教育政策課長

一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第六十一号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第三 議案第六十一号 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。概要により御説明いたします。

これにつきましても、幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うこととするため、所要の改正を行うというものでございます。

改正内容でございますが、住居の実情の届出について、原則として、庶務事務システムについて所要事項を入力する方法によって行うこととし、これにより難しい場合は、住居届により行うことができることとするものでございます。

なお、住居届の様式につきましても、この際、所属の決定関与欄を削る等様式を整備したものでございまして、様式をちょっとごらんいただきたいと思います。改正案と現行とでございます。まず現行の方でございますが、ここの真ん中のところですが、「世帯の構成状況」がございまして、この右の方をずっといっていただきまして、「備考」の手前、「他からの手当の支給の有無」というものがございまして、これにつきましては、住居手当の支給について必要のないというものでございます。これは、特別区の職員同士で家族を構成している場合におきましては、特別区のいずれか一方の職員が住居手当を支給されるわけですが、それ以外、例えば特別区の職員であっても、配偶者が民間の会社員である場合には、そこで手当を支給されていても、こちらの方でも手当を支給するというものでございますので、これについては必要ない項目であるというものでございます。

それから、その左下でございますが、「費用負担状況」で「月額」と書いてございます。これについても、住居手当の支給には何ら関係ないというものでございまして、これも削除する。それから、その右側の「居住期間」については、所定の添付書類を一応御用意いただくことになっておりまして、住民票、契約書等によりましてこの期間は確定できるというものでございますので、これも必要ないというものでございます。

なお、その下の確認するところでございますが、これまではそれぞれの所属の係員、ここで言えば係員、教頭、園長というもので所属が決裁していたわけですが、先ほどの第六十号議案と同様に必要ないということで、改正案のところを一枚戻ってごらんいただきますけれども、今回も確認する欄でございますが、ここも職員課長が確認することになりましたので、こういう形で改正させていただくものでございます。

施行日は平成十六年十一月一日でございます。

提案理由でございますが、幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これも事務上の問題ですので、特に御意見、御質問がなければ、「議案第六十一号 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

議案第六十一号は原案のとおり決定いたしました。

木島委員長

木島委員長

議案
議案第六十二号

新宿区幼稚園職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

木島委員長

教育政策課長

次に、「日程第四 議案第六十二号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第六十二号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第四 議案第六十二号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。概要により御説明いたします。

これもこれまでの二件と同様に、幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うこととするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、週休日の割振り、振替、半日勤務時間の割振り、超過勤務命令、休日勤務命令、代休日勤務命令、休日の振替、ボランティア休暇の請求、介護休暇の申請、休暇等の申請について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うこととし、これにより難しい場合は、書面により行うことができることとするものでございます。

施行日は平成十六年十一月一日でございます。

提案理由でございますが、幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムについて所要事項を入力する方法によって行うことに伴い、規定を整備する必要

があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明は終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これも規則上の整備ということですので、特に問題はないと思います。

特に御意見、御質問がなければ、「議案第六十二号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第六十二号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第六十三号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

木島委員長

次に、「日程第五 議案第六十三号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第六十三号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第五 議案第六十三号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」でございます。これにつきましては、条例改正及び条例の新設制定に伴って規則を改正または制定するものでございます。二件ございまして、一点が新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則、もう一点が新宿区立区外学習施設条例施行規則でございます。「議案第六十三号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」に基づいて御説明いたします。

下記の新宿区教育委員会の権限に属する事務については、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第二条二号の規定に基づき、新宿区教育委員会教育長がこれを臨時に代理して行うことを指示するというものでございまして、なお、臨時に代理をしたときには、次の教育委員会の会議に報告するものでございます。

記でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定に基づき、次に掲げる新宿区教育委員会規則を制定すること。ただし、平成十六年第三回新宿区議会定例会に提案されている「新宿区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び「新宿区立区外学習施設条例」が原案どおり可決、制定され、新宿区長が当該条例を公布

した場 合に限るとい うものでござい ます。

まず第一点について御説明いたします。新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則でございます。規則の内容でございますが、概要と両方同じことが書いてありますけれども、ごらんいただきたいと思 います。規則の内容。新宿区職員の旅費に関する条例の一部改正によりまして、任命権者が指定する旅行命令等は、任命権者が指定する情報処理システムによって行うこととなる。この任命権者が指定する旅行命令等及び情報処理システムを規則で定めるものでござい ます。これにつきましても、先ほどから御提案申し上げてい ますものの中で、庶務事務システムを適用するものでござい ます。この場合、旅費条例の中におきましてどの部分を庶務事務システムに適用するかということがござい まして、それについて任命権者が指定する旅行命令等に限るとい うものでござい ます。この場合、指定する旅行命令等は、内国旅行（近接地内の旅行であって宿泊を伴わないものに限る。）に係る旅行命令とするものでござい ます。それから、指定する事務処理システムにつきま しては、庶務事務システムとするものでござい ます。なお、内国旅行でござい ますけれども、近接地内の旅行であって宿泊を伴わないものとい うこと でござい ます。近接地内と申しますのは、例えば新宿に在勤庁がある場合につきま しては、特別区の区域の全域と、それからほとんどの市、例えば八王子市、町田市、府中市などの市と、それから神奈川県 の川崎、横浜等、それから千葉県については松戸市とか船橋市、それから埼玉県につ きますと和光市とか所沢、大宮、春日部というところの旅行につ きますと、近接地の旅行とい うものでござい まして、宿泊を伴わないものについては内国旅行とするもの でござい ます。

次に、新宿区立区外学習施設条例施行規則について御説明いたします。これにつ きますと、全部制定でござい ますので、一応全文を御説明したいと思 いますので、条例施行規則の全文のものをちょっと御用意いただきたいと思 います。

新宿区立区外学習施設条例施行規則、目次でござい ますが、第一章が総則、第二章が館山塩見臨海学園、第三章が女神湖高原学園、第四章が補則でござい ます。

第一章、総則でござい ますが、目的は、この規則は、新宿区立区外学習施設条例の施行について必要な事項を定めることを目的とするものでござい ます。

定員につ きますと、これは現行どおりでござい ますが、館山塩見臨海学園につ きますと定員百二十人、女神湖高原学園の南棟につ きますと四十人、北棟につ きますと百九十六人 でござい ます。

利用日数でござい ますが、六泊七日以内とするものでござい ます。これにつ きますと、

これまでは三泊四日と決められてございました。

次に、第二章、館山塩見臨海学園でございます。

第四条につきましては、抽選及び利用の申請等でございます。区内在住・在勤及び登校者、また特に認めた団体につきましては、下にあります（一）四月二十五日から五月十日まで、（二）七月十五日から八月三十一日まで、（三）十二月二十日から翌年一月五日までを除く期間につきましては、利用開始日の二カ月前の当日から利用開始日の二日前までの期間内に教育委員会に申請するというものでございます。

また、この申請をしようとする場合には、申請の期間内において利用の予約を申し込むことができるというものが二項にございます。

三項でございますが、次のページに移りますが、これにつきましては、ただいまの（一）、（二）、（三）で決められた期間については抽選をするというものでございます。その場合、一つの抽選の申込につきましては三泊四日以内としまして、室数としまして一日当たり五室以内とするというものでございます。

飛びまして七項でございますけれども、第五項による利用の申請が行われた後なお空き室がある場合には、利用開始日の二カ月前の同日から利用開始日の二日前の期間内に、利用申請書により委員会に申請することができるというものでございます。

九項でございますけれども、第四条第四号に掲げるものと申しますのは、新宿区であるとか、認められた生涯学習団体についてでございますが、その者たちが宿泊の利用をしようとするときは、利用開始日の六カ月前の同日から利用開始日の二日前までの期間内に申請をするものとするというものでございます。なお、一団体が申請をできる日数は三泊四日以内とし、一日につき二団体、合計十室を利用限度として申請を受け付けるものでございます。

十二項は休憩の利用でございます。

次の第五条は利用の承認等でございます。

第六条は事前の申出でございます。これは、身体障害者補助犬を同伴しようとするときなどには事前に申し出るものとするというものでございます。

第七条は利用承認の取消し及び変更でございます。

第八条は取消料でございます。条例第十二条第二項は、取消料の納付を定めてあるものでございます。（一）につきまして、利用者が宿泊の利用を行う日の二日前又は前日に取消しの申出を行ったときにつきましては、使用料の二分の一に相当する額を取消料とするものでございます。（二）は内容の変更でございます。（三）につきましては、利用を行

う日に取消しを行った場合には、使用料全額に相当する額というものでございます。（四）は内容の変更でございます。（五）取消しの申出を行わずに宿泊しなかった場合につきましては、使用料に相当する額を取消料とするものでございます。

第九条は使用料の減免でございます。条例第十四条の規定につきましては、使用料の減免ができるという規定でございます。（一）は、区又は区の行政委員会と共催する団体が生涯学習事業で利用するときは免除できるというものでございます。（二）につきましては、区が出資した団体が生涯学習で利用するときは五割減額できるというもので、（三）につきましては、小学校・中学校の児童・生徒を対象とする部活動で利用するときは五割減額できるというものでございます。（四）につきましては、生涯学習推進委員、体育指導委員等の会が自主的な研修を行うときも五割減額できるというものでございます。（五）については、その他必要と認める場合は免除又は五割減額というものでございます。

第十条は使用料の返還でございます。

第十一条はその他の費用ということで、館山塩見臨海学園につきましては、使用料のほか食事料を別に定めるというものでございます。

第十二条は遵守事項でございます。

第十三条は入場の制限等でございます。

第十四条は施設内における禁煙でございます。

第十五条は代表者による手続というものでございます。

第三章、女神湖高原学園について定めてございます。

第十六条は公募でございます。これは、条例第二十号第一項の規定では、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するという規定でございます。公募するときは、次に掲げる事項を明示するというもので（一）～（九）まで掲げてございまして、女神湖高原学園の概要、また団体の資格、管理業務の範囲等をあらかじめ示すというものでございます。

第十七条は申請でございます。これは添付書類でございます。事業計画書、収支計画書等、（八）までございます。

第十八条は申請団体の資格でございます。

第十九条は選定の結果の通知、第二十条は選定の取消しの通知、第二十一条は指定の通知でございます。

第二十二条は事業報告書の記載事項でございます。これは、条例第二十七条第二項第五号におきまして、事業計画書、例えば管理業務の実施状況とか利用状況、また収支に関連するものについては、事業報告書で報告するというものでございます。それ以外に、規則

で定める事項については、次の（一）と（二）、一つが利用に関するアンケートの集計結果も事業報告書と一緒に報告するというものでございます。

第二十三条は抽選及び利用の申請等でございます。これにつきましては、先ほどの館山塩見臨海学園の規定と同様でございますので、説明は省かせていただきますが、館山臨海学園の場合は教育委員会はということになっておりますけれども、ここにつきましては指定管理者制度を導入しておりますので、指定管理者がそれぞれ抽選及び申請を受け付けるというものでございます。それから、今の第二十三条の最後の十三項でございますが、これは館山塩見と異なるものでございまして、女神湖高原学園の附帯施設を利用しようとするものは、使用申請時以後に利用申請書により指定管理者に申請することができるというものでございます。

第二十四条は利用の承認等でございます。これも指定管理者が承認するというものでございます。

第二十五条は事前の申出、これも先ほどと同様でございます。

第二十六条が利用承認の取消し及び変更、第二十七条が取消料でございますが、これは取消料の額が先ほどとは異なっております。利用を行う日の二日前に取消しの申出を行ったときは、利用料金の四分の一に相当する額を取消料とするものでございます。（三）でございますが、利用を行う日の前日に取消しの申出を行ったときは四分の三に相当する額、（五）でございますが、利用を行う日に取消しの申出を行ったときは利用料金に相当する額、（七）取消しの申出を行わずに宿泊の利用を行わなかったときは取消し前の利用料金に相当する額という取消料でございます。

第二十八条、利用料金の減額でございます。これも、（一）につきましては五割減額、（二）につきましては二割五分の減額、（三）が二割五分減額、（四）が二割五分減額、（五）が五割減額又は二割五分の減額でございます。これには実は理由がございまして、指定管理者制度の女神湖高原学園につきましては利用料金制度をとっておりますので、食事料も含めて一泊二食ということで行っておりますので、食事代分、また材料費につきまして勘案をして、こういう形で減額幅、また取消料の額を決めたものでございます。

第二十九条は利用料金の返還でございます。

第三十条がその他の費用でございます。これは、一泊二食以外の飲食に係る料金その他の費用は別に納めるというものでございます。

第三十一条が遵守事項、第三十二条が入場の制限等、第三十三条が施設内における禁煙、第三十四条が代表者による手続というものでございます。

第四章、補則といたしまして、第三十五条、この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるというものでございます。

なお、附則がございませぬ。施行期日につきましては平成十七年四月一日から施行するものでございませぬが、平成十七年六月以降の使用の申込みについては受け付けないということで、この規定につきましては公布の日から施行するというものでございませぬ。

二につきましては、教育委員会が生涯学習活動以外で特に必要と認めた使用目的に基づく校外施設の使用に関する規則は廃止するというものでございませぬして、新宿区立学校校外施設設置条例第三条第二項の規定に基づく校外施設の使用に関する規則の廃止でございませぬ。

次は経過措置でございませぬ。三でございませぬが、団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、それぞれ準備ができるというものでございませぬ。

四でございませぬが、平成十七年四月分及び五月分の利用の申請は利用開始日の二日前まで随時受け付け、その利用承認は当該利用の申請の順序とするというものでございませぬ。

最後でございませぬが、新宿区立学校校外施設設置条例第三条第二項の規定に基づく校外施設の使用に関する規則の一部改正でございませぬが、これにつきましては、次のように改正するものでございませぬ。附則に次の一項を加える。第三条第一項の規定にかかわらず、平成十七年六月分の使用に係る平成十七年三月二十五日から抽選申込みを開始する使用の申込みは受け付けないものとするものでございませぬして、この項目につきましては公布の日から施行するものでございませぬ。と申しますのは、平成十七年六月からは新しい形で御利用いただくということで、抽選を行わないというものでございませぬ。

以上で説明を終わります。

申しわけありません。ちょっと議案につきまして誤植がございましたので、ただいまお時間をいただいて差しかえさせていただきますと思います。議案の二ページ目でございます。アイウエオとありますオのところでございますが、ここで抽選を行う利用期間がございませぬ。その最後のところ、「十二月二十日～一月十日」とありますが、これは「一月五日」の誤りでございませぬので、ただいま差しかえさせていただきますと思います。どうも申しわけございません。

以上で第六十三号議案の説明が終わりました。よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

非常に内容が多くて、説明が速くて、よく理解できないうちに。

木島委員長

教育政策課長
木島委員長

細かくて、ちょっと御説明不足で。

盛りだくさんで、中に利用方法、それと同時に使用料金、そして管理システムが、今度は指定管理者制度の導入というのが一緒くたになっているので、大変な量になっているわけですがけれども、この文章の中で特に御質問があれば。

教育指導課長

実際にこの二つの施設は、七月、八月を除きますと、どの程度の利用割合があるのですか。最盛期は七月、八月だろうと思いませんけれども。はい、どうぞ。

お尋ねの件でございますけれども、夏休み中は夏季施設として小学校が利用させていただいております。春秋に関しては、夏休みを除いたところでは、中学校一年生の移動施設、そして冬季になったときには中学校二年生のスキー移動教室という利用でございます。しかしながら、いわゆる区民の方の利用は、これまで御指摘させていただいたとおり、夏季を除けば、余りたくさんということではございません。

木島委員長

どうぞ御遠慮なく。せっかく手を挙げたのだから、一言。

冬のあそこのスキーでしょうね、結構これは中学校二年を中心にして区内の中学校全部が行くんですか。

教育指導課長

お尋ねのとおり、すべての中学校が全員参加という形で、教育課程の中で実施させていただいております。

木島委員長

何か御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

熊谷委員

特に内容ではないんですけれども、これは新しく施設条例の施行規則を制定するということですね。こういう規則の制定の場合には、よく二度分けということをしてですね。一度審議して、もう一回といった。ちょっと私もここの委員会でどういう扱いをしているかはよくわからないんですけれども、それは特に何かルールみたいなものはないんですか、審議の方向として。

教育政策課長

この規則につきましては、教育委員会の規則でございますので、教育委員会で審議して議決してそれが有効になるというものでございまして、条例につきましては区長に議会への提案権がございますので、それにつきましてはあらかじめ教育委員会の意見を聞いて条例提案するという形となっておりますので、その場合は、教育委員会でやって、また議会の方で審議するという形になります。

熊谷委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

木島委員長

ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第六十三号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を原案のとおり決定し

てよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

議案第六十三号は原案のとおり決定いたしました。

木島委員長

議案

議案第六十四号 心身障害学級（情緒・通級指導学級）の小学校増設に伴う天神幼稚園舎の有効活用について

木島委員長

次に、「日程第六 議案第六十四号 心身障害学級（情緒・通級指導学級）の小学校増設に伴う天神幼稚園舎の有効活用について」を議題といたします。

では、議案第六十四号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第六 議案第六十四号 心身障害学級（情緒・通級指導学級）の小学校増設に伴う天神幼稚園舎の有効活用について」を御説明いたします。一枚おめくりいただきまして、「心身障害学級の小学校増設に伴う天神幼稚園舎の有効活用について」で御説明いたします。

この心身障害学級の小学校増設につきましては、前回の九月の教育委員会定例会におきまして、方針について御報告したところでございます。天神幼稚園舎はただいま休園中ですが、これを教育目的として転用していくというものでございます。心身障害学級の区内小学校二校目として天神小学校に二学級規模の学級を増設する。学級設置については、休園中の天神幼稚園を廃園とし、同幼稚園舎を小学校施設として有効活用するというものでございます。

一でございますが、天神幼稚園の廃園時期でございます。これは予定でございます。平成十七年三月三十一日でございます。

二、廃園後の施設利用でございます。天神小学校の施設として情緒・通級指導学級を設置するというものでございます。

三、情緒・通級指導学級の設置時期でございます。これも予定でございますが、平成十七年四月一日でございます。

四につきましては、情緒・通級指導学級の概要でございますので、お読みいただければと思います。

なお、参考といたしまして、天神幼稚園の廃園方針について、別紙のとおり添付してございます。この中に、天神幼稚園休園の経緯、また区立幼稚園の適正配置化計画、これにつきましては、小学校の適正配置といえますが、統廃合に連動いたしまして、幼稚園につ

きまして、廃園を行って行くという方針でございます。それから、天神小学校区域の幼児人口の増減についてでございます。地域の需要増があったとしても、近隣の区立幼稚園並びに私立幼稚園に空きがありますので、全体枠で十二分に吸収できると考えられるというものでございます。休園から廃園についてでございますが、天神幼稚園につきましては、幼児数が爆発的にふえる理由は見当たらないということで、今後再開の見込みがないということでございます。それで、「二十一世紀の区立幼稚園ビジョン」の報告書におきましても、廃園を促進し有効活用を図るという方針を打ち出しておりますので、ここにつきまして適用するということでございます。なお、天神幼稚園の廃園につきましては、条例改正を第四回定例会、廃園手続は年度末に実施する予定ということで、参考でつけさせていただきます。

提案理由でございますが、天神小学校に心身障害学級（情緒・通級指導学級）を増設するにあたり、休園中の天神幼稚園を廃園し、施設の有効活用を図るためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

二学級規模と書いてありますけれども、一学級は大体何名ぐらいの予定ですか。

学級編制基準については、一学級十名になってございます。

いかがでしょう。

質問というより、休園の幼稚園が多くて、この前も御報告を受けたわけですから、覚えていなければいけないんですけども、休園中の幼稚園というのはほかにもここに四園か五園ありますね。その中で天神幼稚園をとというのは何でしたか。

ここの休園舎を利用した理由なんですけれども、独立園舎になっておりまして、非常に使い勝手がいいというところが一点。それから、通級学級ということなので、天神小学校のお子さんではなく、そこの方も一部おられますが、ほかの学校から通って来られますので、天神幼稚園の学校の方の子どもさんの動線と、しっかりとその点については分かれた方が、学級運営がやりやすいという面もでございます。それから、地域のバランスを考えますと、現在あるのは戸塚の第二小学校ということで、中央部の北部に位置してございますので、南部地域といいまじょうか、そちらをカバーするといいまじょうか、こちらにできましたら、大江戸線等から地下鉄利用もできるということで、そのあたりの地域バランスも考え、ここを考えたところでございます。

ほかに御意見、御質問がなければ。はい、どうぞ。

これもまた審議のあれなので、幼稚園を廃園するのといわゆる心身障害者用の学級の必

木島委員長

学校運営課長

木島委員長

櫻井委員

学校運営課長

木島委員長

熊谷委員

要性というのは必ずしも連動していなくて、幼稚園が廃園しようが廃園しまいが、新宿区としてはそういう心身の情緒不安定とか障害者に対する対策というのはきちんと立てなくてはならないというのがあるわけですね。そういう学級を早急につくらなくてはならないといったときに、どこにつくるかといったときに、たまたま廃園になった幼稚園につくると。本来ならば、幼稚園も将来にわたっては必要なこともあるということを考えて休園にするというわけですから、そのためにというのは、私は、それは非常におかしいなと感じるんです。それはそれできちんと休園してきたけれども、それでこの廃園方針というのよくわからないんですが、通常は廃園の理由ですね。廃園するというの、こういう理由があって、将来にわたってこの地域については必要がないと判断できたので、これについては廃園いたしますという話であって、それとは別に新宿区としては心身障害者の学級を早急に手当てしていかないといけない。そのためには、場合によっては予算を要求して、最もよいところに新しい施設をつくる。ところが、それもだめで、次善の策と見たときにこの天神幼稚園。こういう論理でないと、通常は区民の人は納得しない。何か有効利用させるために地域の幼稚園を廃園にするのかと、このようにとられると思うんです。私はそう思わないんですけれども、通常はそのようにとるので、この議題の提案理由が、これを増設するに当たり休園中の天神幼稚園を廃園するというのが、逆に言うと非常に素直過ぎてしまっていて、それが教育委員としてはものすごく気になるんですけれども。

学校運営課長

ちょっと素直に出しておりますが、今委員がおっしゃられたように、私も、実を言うとうと、直接ここには書いてございせんが、過日になりますけれども、区立幼稚園のビジョンの報告もさせていただいてございます。この地域の学齢の子どもさん、幼稚園の子どもさんがどれくらいいるかということころは、先ほどの廃園のための方針ということで、一定のゼロ歳児以降の数を見てございます。また、この地域の近隣で申し上げますと、富久幼稚園がまだ休園してございます。こちらは、この地域需要を考えたときに、前回もちょっとお話ししてございますが、富久小学校内に学童クラブを使いたいということで、この休園舎を五年間活用させていただくということで、今後もしもということでございますが、大きく建設ラッシュ等があって子どもさんがふえるということになってきましたら、こちらの富久幼稚園の方を復活ということも想定し、この地域需要については全面的になくなるとは考えないで、そのあたりの調整も考えているところの一つでございます。

もう一点は、小学校が学校選択制度をしてございますので、本当を言えば、小学校施設の一部でございますので、この情緒・通級学級も小学校の施設として、校舎内の小学校の施設にできるのが一番よろしゅうございますけれども、そのあたりについては、今後の子

どもさんの数、これは選択によってふえたり減ったりということもございますので、その点についてはなかなか難しいことがございまして、一番いいのは、休園の園舎をどのように使っていくか。これを休園のまま活用していくという時限限定的にやっていくのか、廃園にして、今後の情緒学級に通うお子さんの数の、これから減ることはないかなと私どもは思っております、これについては過日御議論いただいておりますが、なるべく早いうちから手当てする必要があるかなということ、幼稚園舎を活用したいということで、ここにはそこまで言外に含めたものがございませぬので、合わせ技になって恐縮でございますけれども、そういう思いで提案してございます。

以上でございます。

木島委員長

合わせ技も、この日にちを見ると十六年十月六日と十月八日。これを順序を逆にすれば合わせ技でも日にちが合って、順番としてはいいんじゃないかと思うんです。片方は廃園にする方針、そしてさらに次にはそれを有効利用する方法という形の方がよろしいかと思えます。

はい、どうぞ。

学校運営課長

実は今回、本当は前回一緒にお話しさせていただければよかったのですが、前は情緒学級を増設するという、その意義や設置の理由などを主にお話しさせていただいておりますが、今回はどちらかといいますと、来年度の当初にこの情緒・通級学級を設置するための手続ということで、これは国との協議が入ってまいります。そのときには、前は報告という形で行ってまいりましたが、これは事案ということで、教育委員会の決定をいただいて、国に協議するときに必要な手続でございますので、ちょっとまた月が重なったところでわけのわからない提案のように見えて大変恐縮でございますが、それが今回の場合には一つの理由になってございます。

よろしいですか。

木島委員長

熊谷委員

別に事情とか内容については異議ないんですけれども、審議の経過として、誤解のないような方がベターかなということで、ちゃんとこの「天神幼稚園（休園中）の廃園方針について」という説明を見れば、どういう状況かというのはよくわかるんですけれども、情緒不安定の子どもたちをあれするために幼稚園を有効利用というのは何となく違うかなと。実は全く別な話ですね、次元の。だから、その辺を十分配慮していただきたいということだけなんです。

学校運営課長

補足させていただきます。以前こちらの方にも第四次の実施計画を中間のまとめということで御報告させていただいたことがございます。それで、これは中間のまとめの段階で

すので、最終的には来年の二月ぐらいに確定するわけですが、この中に、天神小学校内に情緒学級をつくりたいということで、中間の方向として出させていただいております。それで、中間のまとめという段階ですので、先ほどお話ししましたように、最終的にはこれは廃園するための条例を提案しなくてはいけませんので、そういったものについては今後しっかりと出させていただくこととなりますが、この段階で、本当を言ったらしっかりと手続の上では廃園という言葉も使った上での議案提案ということが筋なのかもわかりませんが、その点の提案の時期、それから他の実施計画との連動、調整を考えまして、少しここの頭のタイトルがわかりづらいところは大変恐縮でございますが、その辺については中身のところで整理させていただきたいということでございます。

木島委員長
櫻井委員

はい。

参考のために伺うんですが、廃園にする条件というか、規定というのはあるんでしょうか。何年間休園中であったとか、見込みがどうかという。

学校運営課長

直接廃園にするために何年間休園でないこととはございませんで、それは今後のその地域の学齢の子どもさんの需要等を含めて、教育財産でございますので、何に使うのが一番いいのか。この建物については、国からの補助金もいただいておりますので、区の方、教育委員会で勝手に転用はできないものですから、そういったところは慎重に議論させていただき、有効活用するには何がいいのかという政策判断に基づくだけでございますので、休園期間中の年数が何年ということとはございません。

木島委員長

そういうことですが、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第六十四号 心身障害学級（情緒・通級指導学級）の小学校増設に伴う天神幼稚園舎の有効活用について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

木島委員長

〔異議なしの発言〕

議案第六十四号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告事項

- 報告一 平成十七年度新宿区立小学校の申込状況及び抽選の実施について
 - 報告二 平成十七年度学校給食調理業務の民間委託について
 - 報告三 平成十七年度新宿区立幼稚園の園児募集について
 - 報告四 四谷地区三小学校統合協議会について
-

木島委員長

学校運営課長

次に、事務局からの報告を受けます。報告一から報告四について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

私の方から、報告一から報告三までまず説明させていただきます。

報告一でございますが、平成十七年度新宿区立小学校の今回選択していただいた申込状況及びこれから行います抽選の実施についてということで御報告いたします。

報告一を見ていただきたいと思いますと思いますが、この表の一番左端に各学校名を書いてございます。次のところ、受入可能数ということで、これは上限枠を決めてございまして、定員ということで、これを四十で割っていただくとクラスが出るという形になってございます。トータルで二千五百六十人分、昨年度は二千四百四十ということで、百二十人分受入限度枠はふえてございます。Aの欄でございますが、ここについては、各小学校の該当の通学区域内の児童数ということで、九月三十日現在の住民登録数に外国籍で御希望なされた方を加えた数字になってございます。一千五百九十八名ということで、昨年度より八十五名ふえてございます。Bの欄でございますが、選択希望者ということで、通学区域外の方でその該当の学校を選択された方という数でございます。三百五十一名でございまして、昨年よりも十二名ふえてございます。Cの欄は、逆に当該の通学区域から他の通学区域の学校を選ばれた人の数ということで、これはイコールになります。三百五十一名で、昨年より十二名ふえているという実態になってございます。

次のページは、この申込状況に合わせまして、実際に受入可能数との絡みで、また今までの過去のデータ等から、今後転入者や転居者があることも想定しまして、確実なラインということで抽選基準を設けたところでございますが、このやり方は昨年度と同じでございます。それで、その基準を上回った場合については、今回は一律に抽選をさせていただきたいと考えているところです。その結果出てきましたのが、二番のところの小学校について三校、市谷小、早稲田小、余丁町小となつてございます。また、その抽選の方法論につきましては、兄弟・姉妹関係につきましても今回は抽選の対象ということになってございますが、兄弟が通学している方につきましては、前回も御報告してございますように、抽選については優先させていただくという形になってございます。個別の学校の状況については、以下の(一)から(三)まででございます。

市谷小学校につきましては、表にもございますように、通学区域内の選択者の方が八十二名ということで、これが受入可能数の二クラス八十名を超えてございますので、この段階では抽選ということで、この段階での当選枠ということは今の段階ではできない状況で

す。これにつきましては、私学の希望者も入ってございますので、一月の段階で私立の方に行かれる方もおられますので、その段階で補欠のところは繰り上がってくるだろうと考えてございます。現段階では、通学区域外の選択者が四十八名でございますので、ここについて補欠の順番を決めていくという形になってございます。

早稲田小学校については、基準については百十三ということをご過去のデータから想定してございますけれども、早稲田小から特に市谷小と余丁町小学校を選択された方が十六名でございます。この二校についても抽選ということでございます。当選されずにまた早稲田小学校に戻ってこられる方もございますので、その基準については百ということ、少し厳しく設定させていただいてございます。それで、兄弟関係を優先するというごことでございますので、兄弟が通学なされている方については、今回、この枠からいっても、抽選基準との差を考えますと、全員当選になり、入学できる状態がこの段階でつくれます。それ以外については、六名の方をこの段階で当選枠とし、残りの二十名の方について、一番から二十番の補欠番号をつけていくという形になります。

同じように余丁町小学校につきましても、兄弟関係については全員入学ができる。それ以外では、当選が五名、あとは二十番までの補欠番号をつけていくという形になってまいります。

それから、次の報告二でございます。これにつきましては、次年度十七年度に学校給食の調理業務委託をする実施校についての方針ということで、今回決定をいただきたいということを出させていただいてございます。当該年度六校、小学校四校、中学校二校で委託を開始してございますが、七月の段階で各学校で運営協議会をやっていただいておりますが、非常に順調に良好にスタートしてございまして、評判は非常にいいという状況になってございます。それを受ける形ということになりました。私どもとしましては、全部の学校につきまして給食調理員の方の退職補充という形の中で全校進めてまいりたいということで、次年度につきましては二校お願いしたいと思っております。小学校一校、中学校一校ということをご考えてございまして、下記のとおりでございます。実施校については、小学校は早稲田小学校、中学校は牛込第一中学校とご考えてございます。

選定の考え方でございますが、これにつきましては、(一)から(三)ということで、十六年度実施と基本的な考え方は一緒でございます。給食調理の職員の状況、それから栄養士の配置状況、これは一年以上在籍していることを条件にしてございます。あと学校の規模ということ、なるべく大規模な学校からやっていきたいという発想で、小学校につきましましては早稲田小学校はすんなり決まっております。ちなみに、ここの学校につきま

しては、現在の生徒数が五百四十三名でございます。中学校につきましては二百三十九名でございます。中学校の場合には、次年度四校が二校統合がございますので、統合対象校につきましては、数がふえます。また、その器具等がふえていくということで、調理現場に変更が来されますので、委託の対象からは今回外させていただいてございまして、それ以外の栄養士の配置状況ということで、牛込第一を選ばせていただいております。今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。各学校に通知をさせていただき、今後PTAの会合等で御説明してまいりたいと考えてございます。

次の報告でございます。報告三は、平成十七年度区立幼稚園の園児募集ということでございます。これについては変更点を中心に話をさせていただきます。次年度、年度が一年ずつずれておりますので、その関係での一定の日付の差異はそのままでございます。定員、募集等も基本的に変わってございません。大体の募集時期等も同じでございます。

次のページの六の注意事項のところでございます。ここが若干変わってございます。前に当委員会の方でも学級編制方針ということで説明させていただいておりますので、詳しく内容は省かせていただきますが、それとの関連で追加で入れた記載事項ということで、六番の(三)幼保連携・一元化事業ということで、来年度は愛日、中町の部分、愛日幼稚園がその対象であるということで若干の説明をしております。また、十九年の四月についても、一定の通知ということで、四谷の統合小学校に対する関係で、幼保の関係で出てきます。それも若干触れさせていただいております。

(四)につきましては学級編制ということで、イの部分に変更になってございまして、抽選時に四十人以上の場合は二学級編制を可とするという内容と、ウの部分ですが、今申しましたように、ここの部分について幼保の一元化を実施するための園ということで、愛日幼稚園、四谷第三幼稚園、四谷第四幼稚園について、その十二名という基準の対象から外すという形が、新しい規定内容でございます。

(五)につきましても、これも前回の御説明同様で、三歳児の抽選のときに落選した方について、翌年度ぜひその園に入りたいという方のための救済措置ということでこれを規定させていただいておりますので、その記載を明確にさせていただいております。

これにつきましては、主にこの募集案内は二十五園すべての園におきまして、十月十五日に各園でこの願書を配布していくという形になってございます。同じように、十月十五日号で広報にもかけるという形を予定してございます。

それから、本日机上に配付させていただいております、ちょっとかわいらしいA4横

のものでございますが、これにつきましては、該当の愛日幼稚園と、それから一つの情報提供ということで中町保育園側にも置きますが、新しくピラを、この統一の募集要項案内以外に該当園に置くためのピラということで、個別につくらせていただいております。内容的には、今まで基本的な方針ということで整理させていただいた内容と基本的に同じでございますが、ここで若干追加して説明してございますのは、ちょうど真ん中あたりの一日の流れのところでございますが、愛日幼稚園側につきましては、今までは九時に登園いただき、十四時で基本的には降園するという形でございますが、預かり保育をやりたいということでございますので、これについては幼稚園の先生方の勤務時間内にやりたいということで、十四時から十七時の間で、十七年度についてはまだ移行期間でもあるということも考慮いたしまして、段階的に時間を延ばしながら、また保護者の方の御要望等を聞きながらやってまいりたいと考えてございます。ということで、午後二時から五時ということをご予定しているところでございます。

それから、給食の提供もさせていただく予定でございますが、これについては、九月一日の段階で保育園児の四歳・五歳児の方が幼稚園舎に移った後でないで改修工事がスタートできないということで、これは前回もお話ししてございますが、給食室の改修工事が終わった後ということで、十二月から翌年一月あたりになるかと思いますが、それ以降、給食も選択制ということで段階的にやっていきたいと考えてございます。

また、一番下の黒のダイヤのところでございますが、現在未就園児の遊び場の開放ということでもお部屋を活用させていただいておりますので、専用のスペースは十七年度中にはまだ確保できませんが、十八年度中については専用スペースはございませんが、カリキュラムをつくる過程の中で、時間との関係もございませぬけれども、遊戯室とか園庭等を活用しながら交流事業といったものも含めて未就園児等の対応策も考えてまいりたいと考えてございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

はい、どうぞ。

私の方から、報告四の四谷地区三小学校統合協議会について御報告します。

九月十日の第九回の統合協議会と、十月六日に行われました協議会のことについて御報告申し上げます。

まず、お手元の資料を見ていただきますと、九回の統合協議会の次第が載っておりますが、このときに委員四人の入れかえがありました。その中で、四谷地区町会連合会の会長さんが鈴木さんから佐藤さんにかわりましたので、鈴木さんには統合協議会の会長も願

木島委員長
教育環境
整備課長

いしておりましたので、今度は佐藤さんをお願いしたということでございます。

また、議事の方でございますが、「四谷小学校新校舎の設計の途中経過について」ということで、二枚おめくりいただきますと、「新宿区立四谷小学校並びに幼稚園及び保育園一元化施設ゾーニング比較検討案」という項目の資料が出てまいります。九月十日の段階で、この資料で、その目次にありますように、一、当初案、二、案一、三、案二、四、案三ということで、四つのゾーニングの案をお示しして、協議会委員の御意見を聞いたものでございます。

またページをめくっていただきますと、まず一ページ目でございますが、当初案ということで「北・西側L型配置形式」となっておりますが、これは以前お示したイメージ図に基本的には従ったものでございます。その下に四つの図がございますが、左下が一階部分の図で、幼保一元化施設が西側にあつて、学校の校舎が北側にあるという形で、その上が二階の図になっております。「アリーナ」体育館があつて、右下が三階、その上が四階という図面でございます。

二ページをお開きください。案一でございますが、これは「北・東側L型配置形式」ということで、先ほどの当初案の幼保一元化施設を東側に持っていったというゾーニングの案でございます。この案の場合には、幼保一元化施設のすぐ右がマンションになっておりますので、近隣等との関係で余り好ましくないということがありました。

次の三ページでございますが、これは案二で「南側配置形式」でございます。これは、校舎棟を南側に配置して、北側に校庭をとる。この案は、校庭の面積がかなり広くとれる、また直線走路等もかなり長い七十メートルのものがとれるというメリットはありますが、何といても校庭が北側ということで日陰になってしまうという欠点がございます。

次の四ページでございます。これは案三「西側配置形式」ということで、校舎及び幼保一元化施設を西側にまとめてつくって、東側に校庭を持つてくるという案でございます。これは、そこにありますとおり、南が幼保一元化施設になって、その北が校舎になりますが、二階部分は小学校の校舎が全部を占め、三階、四階と小学校の校舎が占めるというものでございます。

以上の案をお示しして協議会で検討したところ、またその次のページを開いていただきますと、四谷地区の「統合協議会だより」というのがございますが、そこに書いてありますとおり、当初の案と今申しました西側に配置する案三のどちらかがいいのではないかという協議会の方の意見を踏まえまして、次回はどちらかに絞った基本設計案を示すということで、去る十月六日に基本設計案を示したところでございます。

本当はすぐ基本設計案の説明にいきたいんですが、次のページにありますのは、四谷地区小学校の基本計画ということ、設計の四つのコンセプトが書いてあるのですが、そこは当初幼保一元化施設ということ意識せず小学校の部分でつくった四つの小学校の基本コンセプトですので、今後幼保施設との連携という柱を一本加えたいと考えております。

次のページをめくっていただきますと、そこに今度は当初案というのと、下に案三と書いてございますが、協議会で当初案と案三「西側配置形式」の中で絞り込んでいくということで、当初案と案三をいろいろな視点から比較したのがその表でございます。数字の訂正がちょっとございませぬので、当初案の方の一番上の欄というか、計画必須条件の右から二つ目の床面積のところですが、その下、「学校五千二百三十平米」となっておりますが、「五千六百」の間違いでございますので、修正しておいてください。

そこにありますようなさまざま視点から比較して、そこからへ移行したりとか、赤字で書いてあるのが、少し改善した部分でございます。また、その下の三段目のところの「その後の意見調整事項」、これはいろいろな説明や、また学校とよく調整する中で、新たな評価軸で評価したものでございます。当初案と案三を比べた場合に、当初案がかなりすぐれている部分は、学校の普通教室が全室南向きになる、校庭を向いているというところだったのですが、ほかの面では案三がかなりすぐれている。案三の方もいろいろな修正をかけた中で、普通教室も、初めは全部が校庭に面していたわけではございませんが、設計図の上で修正を加えて、全普通教室が校庭に向くといったいろいろな修正を図りました。そういう中で、そこに比較するとおり、等々の比較の中で案三の方が数が多いということの中で、基本的には案三で基本設計の案をつくったのが最後の資料の図面でございます。

色刷りが少し薄くなって見にくくなっている部分があるのですが、そのように、まず一階のピンクの部分が幼保園ということになりまして、園庭も五百五十平米ということだからかなりの広さをとり、また中庭を配置し、学校の方も例えば二階部分で「CR」クラスルームの部分を全部校庭に面してとったところがございます。この内部の図面の部屋割りに関しては、まだ修正の余地がありますので、統合協議会の意見等々を踏まえて、また学校の意見を踏まえて、よりいいものに改善しているところでございます。今度の新校の場合、より地域開放等々を視野に入れてやっているものでございますので、例えばこの緑で塗ってある部分が普通教室等々なので、そこは基本的に開放ゾーンでないという部分をこのように緑でまとめまして、ほかの部分は開放していけるようなつくり、つまりそこで区切れれば普通教室等には地域開放の方が来られないようなつくりにしてあります。

ただ、とはいっても、理科室等は薬品等々があつてすぐには開放できないというところがありますので、その部分がちょっと色が見にくいですが、黄色等で示してあります。それは、今後学校との調整の中で、運営の中で調整していくというものでございます。

以上のようなところで、大枠このような西型配置案で、幼保一元化施設と学校施設とを一体として、両者がよりよい形でやっていけるような施設を目指して、夢のある施設を目指してやっていこうということで、基本的にこの基本設計案で了承されたというところでございます。

以上でございます。

木島委員長

説明が終わりました。報告一について、御質疑のある方はどうぞ。特にありませんか。

はい、どうぞ。

櫻井委員

通学区域内の児童数というのは、児童の絶対数というか、私学へ行くかもしれないお子さんも含めての子ども数ですね。

学校運営課長

はい、いいです。

櫻井委員

それと、例えば市谷小学校は、兄弟がいても抽選をしなくてはいけないということなんですね。そうした場合、補欠の一番から九番とかありますけれども、補欠というのは、この前も聞いたかな、一番目に抽選ができるという順序であつて、最初に抽選したからといって、当たるとは限らないですね。

学校運営課長

抽選につきましては、直接該当の保護者の方に来ていただいて抽選するというものではございませんで、公開に基づいて、全員の方が来られるわけではございませんので、保護者の方や関係者の方の前で、私も含めまして我々職員が順番に抽選してまいります。それで、この方は何番だということ個人氏名を受付番号として記載させていただき、今回のこの市谷小学校につきましては、現段階で四十八名の方全員が補欠ということでございますけれども、兄弟の通学している場合には優先ということですので、抽選を二つに分けて、九名は先に一から九番までの受付番号を振らせていただき、それ以外の方は十番から四十八番までということ、受付番号を順番に読み上げながら私どもがくじ棒を引き、この方は補欠何番ですということ、補欠順番をお示しします。それで、一月の段階になるかと思いますが、私学の方の合格発表との絡みが出てまいりますので、そのときにどれぐらいの当選枠が出てくるか、それによって順次補欠の順番の小さな番号から該当の小学校に入学できるという順番を決めるための抽選であるということでございます。

木島委員長

そうすると、受付番号一番から九番までは、一応兄弟が行っているから、補欠順番の一番から九番までの抽選をする。兄弟が行っていない場合には、受付番号十番から四十八番

次 長
櫻井委員
次 長
木島委員 長
櫻井委員
木島委員 長

まで、これまた補欠順番の番号がそのときの抽選で決まるということですね。

だから、その抽選の補欠順番に入れるんです。

そうすると、兄弟がいる人は、抽選で一番から九番までの補欠順番がもらえる。

ええ、その範囲の中で抽選するんです。

受付番号九番の人が補欠順番二番になるか、三番になるかは抽選ですね。

なるほど。

いいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告二について御質問のある方はどうぞ。

この民間委託というのは、非常に評判がよろしいということなわけですけれども、もっと一挙にふやすということは、財政上難しいんですか。はい、どうぞ。

学校運営課長

これは、本当だったら、私どもも、他の区で非常に有効な手段で、非常に人気もあるということなんですが、実際に給食調理員の方がまだおられますので、その方の身分も保障しなくてははいけませんので、退職という機会を通じて、新採用をとらずに委託にかけていきたいという形でございます。

木島委員 長

ほかにどなたか。よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告三について御質問のある方はどうぞ。

櫻井委員

個人的な悩みを伺うようではありますが、給食なんですが、うちの小さいのがすごくアレルギーなんです。幼稚園や保育園などでもアレルギーに対する考慮までしていただけるのでしょうか。

学校運営課長

これは、私ども小学校・中学校でもアレルギー対応をやってございます。当然、保育園の方も、そういったお子さんもおられますので、やっていただいておりますので、こちらの該当の方でもそういった考慮は考えていきたいと思っております。

木島委員 長

ほかに御質問がなければ、次に報告四について御質問のある方はどうぞ。

これは、そうすると見取り図というんですか、それは今報告されたとおり、第三案で大体よさそうだということですか。いろいろと随分図面がかかれていますので、大変だなと。

教育環境

幾つかそういう図面を出して、皆さんで話し合っ、それぞれの図面のいいところ、悪い

整備課長

ところを比較検討した中で、三案がすぐれているだろうということで、例えば幼保一元化施設と学校の施設が出会える中庭の確保ですとか、そのほかのいろいろな点を考慮して、三案がいいだろうということで、協議会の方も御了承いただいているという状況でございます。

木島委員長
櫻井委員

はい、どうぞ。

こういうのは、建設業者というんですか、ゼネコンというんですか、もう決まっているわけですか。

教育環境

これは、設計業者さんは決まって、設計は行ってもらっておりますが、まだ建設は、来年度

整備課長

の当初予算で建設予算を取りまして、それから建設業者さんは入札で決めるということでございます。

櫻井委員長
木島委員長
教育環境

この「統合協議会だより」というのは、どの範囲まで配っておられるんですか。

はい、どうぞ。

これは、統合の対象校であります旧四谷第一小学校と現在の四谷第三小学校、四谷第四小学

整備課長

校の保護者、今は実際には第一小学校は第三小学校へ全部行っていますので、四谷第三小学校と四谷第四小学校の保護者の方には全員、また町会の関係の方にも、町会長さん等にお配りしております。そういうところで、四谷の出張所にも配っておりますから、四谷の関係はほぼ配っております。

木島委員長

つかぬことをお伺いしますけれども、この間大きな地震がありました。建物自身、小学校を新しく建てるとなると、地震の強度というのは大体どの辺を推定して、それに耐えるようにつくられているんですか。

教育環境

これは、新耐震基準ということで、今ですと、いわゆる阪神・淡路の大震災等々、ああい

整備課長

う地震にも耐えられるということで、あと小学校等は避難所としての機能も果たしますので、そういう意味でそういうかなりの規模の地震に耐えるようにつくってまいります。

木島委員長

この地図ですと、大体一階から屋上まではかいてありますけれども、こういうのは地下はつくらないんですか。はい、どうぞ。

教育環境

それは、いろいろな意見がございまして、我々もいろいろ考えたのですが、一つは地下をつ

整備課長

くる必要性というのがあります。何を地下に持っていくかということもありますが、あとは経費の問題。あと、これは十九年四月までに開校することが地域の皆さんとの統合協議会の合意でございますので、その工期の問題。このようなことから、今回の施設は基本的に地下部分はない施設でございます。

木島委員長

ですけれども、例えば地震などが起きたときの、そういうものを入れておくところとい

教育環境

うのは、公共の施設というところ、今さら新しくつくるのは不可能だと思っんです。そうすると、新しくつくるそういう学校とか、そういうところの地下というのは、今はお金がかかっても、地下室を大きくつくとおけば、例えば簡易トイレなどは非常に大きいので場所をとる。そういうこともやはり考慮しないといけないんじゃないかな。今さら区役所の中に簡易トイレを幾つ置けるかといったら、置けないだらうと思っんです。そこら辺もいかがかなと思って御質問したんですけれども。はい、どうぞ。

整備課長

そういういろいろなことまで考えれば、そういうことも検討しなくてはならないと思っうのですが、備蓄倉庫というのがございまして、この図面にもちょこっと出っ張って、給食室の上のところ、備蓄倉庫というのがございまして、こういうところ、いろいろな防災関係の物品は対応していくということ、ございまして。

木島委員長

ほかに何か御質問はございましてしょうか。

報告事項

報告五 その他

木島委員長

ほかに御質問がなければ、本日の日程で、「報告五 その他」となっていますが、事務局から報告事項がありますか。はい、どうぞ。

学校運営課長

新宿区の幼保連携・一元化の進捗状況につきまして、学校運営課長から御報告いたします。

木島委員長

はい、お願いします。

学校運営課長

追加の説明で大変恐縮ですが、先ほどの報告四に関連してまいります、四谷の統合小学校における幼保一元化施設についてのお話をさせていただきたいと思っいます。

資料はそこに書いてございまして。一枚めくっていただきまして、ソフトとして、これは愛日・中町の連携も含めた全体の理念ということで、大きく、抽象的な言葉でございまして、三つの言葉で整理させていただいてあります。幼稚園と保育園の両方の文化を融合させていただき、新たな価値を備えた子どもの育ちの環境をつくって、いこうというのが、一つでございまして。それから、子どもを真ん中に置きまして、保護者や地域の方々と保育者が手を携えて、子どもの幸せを実現しようというのが、二点目です。三点目は、子育ての大切さをみんなで認め合っまして、子どもと子育てをする家庭を地域で支援して、いこうと。この三つの理念を前提に考えているところ、です。

特にまた四谷の幼保一元化施設は、その下の目的のところ、書いてございまして、ほと

んど同じようなことが書いてございますけれども、特にここは統合の小学校内に幼保一元化施設をつくるということですので、ゼロ歳から十二歳まで含めた一貫した保育と教育をやっていくというところが一つの特徴になっていこうかと思っております。

それから、ちょうど真ん中あたりから下でございますが、これは小学校と幼保一元化施設の両方のコンセプトを抱き合わせた形で、子どもさんにもわかるように平仮名で整理させていただいてございます。「地域全体で次世代を担う子どもたちの育ちを支える」ということで、大きく四つのキーワード、「であう」「つながる」「ひろがる」「のびる」ということで、そこに記載のようなことを想定して、これを前提に施設のハードの面での基本コンセプトということ、それにつながっております。

次のページを見ていただきます。これはちょっと裏と表を反対にとじておりまして、大変申しわけございません。その裏面の方を見ていただきたいと思っております。先ほど申しました四つのキーワードを前提に、それを落とし込んだ幼保一元化施設のコンセプトをこの四つにも整理させていただいているところです。復唱は避けませんが、その下、網になっているところ、一番、保育と幼児教育の保障という部分、それから一たん戻っていただきまして、二番の子どもの育成を第一義的に担う家庭への支援と親のさらなる育ちへの支援という面、それから幼保小の三つの連携のメリットを生かすということ、安全性に十分配慮していくということ、それから管理運営、このあたりを十分踏まえた上で、設計に反映させていただいております。

それから、下のゾーンの考え方については、乳児ゾーン、幼児ゾーン、地域ゾーン、交流ゾーン、管理ゾーン、それから園庭ということ、一定のゾーンを整理させていただき、先ほど図面がございましたが、一階部分の下の方、西側、それから南側に配置させていただいております。

メインの幼保の正門は、西側の方から入る。この玄関を入りますと、ランチルーム。ここは多目的に使う。すみません、図面の方を見ていただければよろしゅうございますでしょうか。先ほどの四番の統合教育のところについていた図面に、一階部分左側でございますが、ちょっと薄いですが、ピンク色ということで、これが幼保一元化施設の部分ということでございます。西側の道路から入っていただくと、玄関・ピロティということで、そこを入っていただき、正面に集いの場、またランチルーム。ランチルームについては、多目的にいろいろ会議にも使っていただこうということ、それから一時保育。このあたりは、地域ゾーン、交流ゾーンとして、連動して使おうかなというところでございます。それから、下の方にいきますと、ゼロ歳から二歳、このあたりが乳児ゾーンという形でご

ざいます。それからずっと右に行っていたいで、三歳、遊戯室、四歳、五歳の部屋ということで、ここを幼児ゾーンという形でゾーン別に分け、先ほどの四つのキーワードのもとに整理させていただいているところでございます。

そんなことで、入園されている園児の方の居場所でございますし、また地域として入ってこられる保護者の方、またまだ未就園児で地域で交流なさる方、そういった人たちもあわせてこの施設を有効活用していきたいということで整理させていただいております。

以上でございます。

今の報告五について、何か御質問がありましたら。

よろしいですか。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

木島委員長

閉 会

午後三時五十分閉会

木島委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。